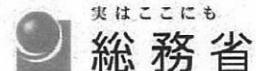


報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成18年9月15日

厚生年金保険に関する行政評価・監視 〈評価・監視結果に基づく勧告〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局（支局を含む。）及び15行政評価事務所が平成17年8月から11月にかけて実地に調査した結果等に基づき、厚生労働省に対して18年9月15日に勧告するものです。

調査の背景と勧告事項

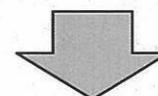
背景

- 厚生年金制度は、厚生年金保険法に基づき、**民間被用者の老後等の生活に必要な年金を給付するもの**であり、保険料は労使折半で負担
<平成 16 年度末の取扱実績>
 - ・ 適用済事業所数：約 163 万事業所、被保険者数：約 3,250 万人
 - ・ 保険料収納総額：約 19 兆 4,500 億円（保険料収納率 98.2%）、運用収入額：約 1 兆 6,000 億円、年金給付費：約 21 兆 5,000 億円
 - ・ 老齢厚生年金平均年金月額：16 万 7,529 円
 - ・ 保険料率：原則給与・賞与の 14.288%（平成 17 年 9 月～）
- 制度の安定的な運営の維持、保険料負担の公平性の確保、被保険者となるべき者を適用することによる老齢厚生年金の支給の保障等のため、対象事業所及び被用者の適用と保険料徴収を効果的・効率的に実施することが重要
- また、行政事務の効果的・効率的な執行を確保する観点から、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を推進することも重要



- この行政評価・監視は、厚生年金の適用漏れ事業所の把握・適用促進業務、保険料徴収業務、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の実施状況等について調査
- 調査対象：社会保険庁、23 社会保険事務局、74 社会保険事務所（社会保険・労働保険徴収事務センター（注））、23 労働局等

(注) 社会保険・労働保険徴収事務センターは、社会保険事務所及び都道府県労働局が社会保険と労働保険の徴収事務を一元的に実施するため、社会保険事務所内に置いているもの。以下「センター」という。



行政評価・監視の実施結果

【主なもの】

- 1 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施
- 2 適用漏れ事業所に対する適用の促進
- 3 保険料徴収業務の的確な実施
- 4 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進



左記の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日：平成 18 年 9 月 15 日
勧告先：厚生労働省

1 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施

制度の仕組み 1

- 適用事業所(注)：
 - ①常時従業員を使用する法人事務所
 - ②常時5人以上の従業員を使用する個人事業所
(サービス業等一部事業を除く) 等(法6条)
- 被保険者：適用事業所に使用される70歳未満の者(法9条)
- 新規適用事業所の届出：
初めて適用事業所となった事業所の事業主は届出を社会保険事務所に提出(法施行規則13条)

(注) 厚生年金保険に加入すべき事業所

制度の仕組み 2

- 新規適用事業所の届出が励行されていないことから、社会保険庁は、適用漏れ事業所(注)を把握するため、次の事項について社会保険事務局に指示
 - ①雇用保険の適用事業所情報(厚生年金保険と雇用保険の適用事業所の突合データ(リスト))の活用
 - ②商業・法人登記簿の閲覧等

(注) 厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入していない事業所

調査結果 1

- 社会保険庁は、適用漏れのおそれのある事業所数及び被保険者数の総数を未把握。当省が、厚生労働省の公表資料、当省の就業構造基本調査等に基づき推計した結果では、
 - ①適用漏れのおそれのある事業所数 = 約63～70万事業所
(本来適用すべき事業所総数の3割程度)
 - ②適用漏れのおそれのある被保険者数 = 約267万人
(本来適用すべき被保険者総数の7%程度)

制度の安定的な運営の維持、保険料負担の公平性の確保、被保険者となるべき者を適用(注)することによる老齢厚生年金の支給の保障等のため、これらを的確に把握し、適用することが必要

(注) 適用とは、厚生年金保険に加入させること

調査結果 2

- 電算システムの活用が不十分で非効率
 - ①厚生年金保険と雇用保険の電算システムは、本体そのもの及び端末ともに接続されていないため、社会保険庁が年1回社会保険事務所に送付している突合リストは正確性と最新性が欠如。そのリスト確認のために多大な業務量が発生。中には、データの半分以下しか活用していない社会保険事務所あり(14事務所)
 - ②法務省が登記情報を電子化しているにもかかわらず、社会保険庁はこれを利用していない。このため、法務局での閲覧に多大な業務量が発生。中には、閲覧を全く実施していない社会保険事務所あり(13事務所)

勧告要旨

- 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合データを、社会保険事務所において常時効率的に活用できる電算システムを構築すること。
- 電子データによる登記情報の提供を法務省に要請するとともに、社会保険事務所において常時活用できるようにするための電算システム構築を行うこと。

2 適用漏れ事業所に対する適用の促進

制度の仕組み

- 社会保険庁は、適用漏れ事業所を厚生年金保険に加入させるため、次の事項を社会保険事務所に指示
 - ① 把握した適用漏れ事業所に対する文書及び巡回説明による加入指導の実施
 - ② 巡回説明等を実施しても加入しない事業所に対して呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施（平成16年度から）
 - ③ 呼出し及び戸別訪問による加入指導を重ねて実施しても加入しない事業者に対して立入検査及び職権適用（注）の実施（平成17年度から）

(注) 適用漏れ事業所に常時使用される者の被保険者資格の有無の確認を職権により行うこと。これにより加入の届出と同じ効力が発生する。

調査結果

- 社会保険庁の突合データによれば、適用漏れ事業所の割合は、都道府県により、約10%～約34%と大きな開きありしかし、社会保険事務局は、
 - ① 社会保険事務局ごとの適用に結び付ける事業所数の目標未設定
 - ② 従業員の多い事業所を優先するなど効率的な加入指導等を実施するための行動計画も未策定この原因は、社会保険庁がこれらの設定や策定を指示していないことにあり
- 加入指導した全国の10万3,565の適用漏れ事業所のうち、加入了のはわずか2,596事業所（約3%、平成16年度）
- 社会保険庁が立入検査及び職権適用の実施に至る具体的な実施手順や判断基準を明確に示していないこともあり、立入検査及び職権適用の実績は少数（平成17年度11件）

勧告要旨

- 社会保険事務局ごとに、適用に結び付ける事業所数の数値目標、それを達成するための行動計画を作成し、これに基づき呼出し、戸別訪問、立入検査及び職権適用の取組を強化するよう、社会保険事務局に指示すること。
- 呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用に至る実施手順や判断基準を明確にすること。

3 保険料徴収業務の的確な実施

制度の仕組み

- 保険料は、事業主が被保険者分の保険料と合わせて納付（法 82 条）
 - ・ 保険料を滞納する事業主に対しては、期限を指定して保険料を督促。指定の期限までに納付がない場合は、国税滞納処分の例により処分（法 86 条）
 - ・ 保険料を徴収する権利は 2 年で時効により消滅。督促により時効中断（法 92 条）
- これらが適切に行われなければ、被保険者の権利が阻害されるおそれや年金財政に多大な影響を及ぼすおそれあり

調査結果

- 厚生年金保険加入者に係る保険料の収納率は高率（98%）で推移しているものの、未収金額及び時効による消滅額が増加
 - ・ 未収金額：平成 8 年度約 2,800 億円 → 16 年度約 3,500 億円
 - ・ 時効消滅額：平成 8 年度約 175 億円 → 16 年度 472 億円
- 収納率の数値目標の設定及び目標を達成するための対策について、社会保険庁は、具体的な提示を行っておらず、社会保険事務局にゆだねているため、徴収対策の取組状況及び収納率に事務局間の格差が発生。
 - なお、独自の工夫を講じることにより、収納率を高めているものあり
 - ・ 平成 16 年度の収納率：最高 99.5%、最低 94.5%
- 調査した時効消滅事案（759 件）の中には、財産調査が行われていない等、滞納整理が不適切な事例（20 件、2.6%）あり
 - その原因は、滞納整理事務の進ちょく状況管理は、担当職員にゆだねられているのみで、組織的に管理する体制が整備されていないことにあり

勧告要旨

- 社会保険事務局に対して、中長期的な収納率の数値目標及びそれを達成するための具体的対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき徴収対策の取組を強化するよう指示すること。
- 滞納事業所に対する滞納整理の進ちょく状況を適切に管理できるシステムを構築すること。

4 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進

経 緯

- 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）において、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図ることを規定
- 「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）において、徴収事務の一元化等の取組を着実に進めると規定
- 厚生労働省は、これらを踏まえ、平成 15 年 10 月、312 の全社会保険事務所内にセンターを設置し、両保険にかかる届出の受付・事業所調査・事業所説明会（15 年度から）、滞納整理（16 年度から）についての事務を開始

<参考>

- 全国の社会保険と労働保険の単独の未収金額（平成 16 年度）
社会保険：5,094 億円、労働保険：908 億円
- 全国の社会保険事務所、労働局等の徴収事務従事職員数（平成 16 年度末）
社会保険事務所：1,386 人、労働局等：約 700 人

勧告要旨

- 共同滞納整理対象事業所の選定基準について、共通滞納事業所を幅広く含める方向で、できる限り明確に定め、全国統一的なものとすること。その上で、センターにおいて、その基準に該当する事業所の選定、当該事業所に対する滞納整理を一元的に行うこと。
- 徴収事務を一層の効率的に実施するため、滞納整理事務については、一元化の対象を共通滞納事業所にとどまらず、全滞納事業所に拡大することについて検討すること。

調査結果

- 社会保険料と労働保険料のいずれも滞納している共通滞納事業所は、調査した 28 センター管内でみると、滞納事業所のうち、事業所数ベースで 23.1%、未収金額ベースで 45% 以上と相当な規模
- 一元化の実効を確保するため、共通滞納事業所をできるだけ広く滞納整理の対象とすることが必要
しかし、厚生労働省が滞納整理を一元的に実施することとしているのは、共通滞納事業所のうち共同滞納整理対象事業所（注）として選定したもののみ。厚生労働省は、この選定を現場にゆだねており、現場では合理的な理由なく大口のみなどに限定して選定。この結果、共同滞納整理対象事業所として選定した数は、上記の 28 センター管内の共通滞納事業所数 2,980 のうち、232 事業所（7.8%）と極めて少数
- 徴収事務を一層効率的に実施するため、一元化の対象事務の拡大の検討が必要
そもそも、滞納事業所を社会保険料のみ滞納、労働保険料のみ滞納及び両方とも滞納の 3 つに分けて徴収するよりも、これらを一元的に実施することにより、より効率的に人的資源を活用することが期待

○ 調査 28 センター管内の共通滞納事業所数及びその未収金額

社会保険の滞納事業所数 a	うち共通滞納事業所数 b (b / a)	うち共同滞納整理対象事業所数 c (c / b)	社会保険の未収金額 d	うち共通滞納事業所分 e (e / d)	労働保険の未収金額 f	うち共通滞納事業所分 g (g / f)
12,919 所	2,980 所 (23.1%)	232 所 (7.8%)	491 億円	222 億円 (45.2%)	88 億円	41 億円 (46.6%)

（注）共通滞納事業所のうち、社会保険事務所と労働局が共同して滞納整理を行う対象とする事業所をいう。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 内閣・総務・厚生労働担当評価監視官室

評価監視官：庄司 賢一（内線：2525）

総括評価監視調査官：花田 聰（内線：2528）

上席評価監視調査官：金沢 郁（内線：2463）

電話（代表）：03-5253-5111※

（直通）：03-5253-5452

ファクシミリ：03-5253-5457

電子メール：kans2047@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時30分まで
です。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。